

～ 私立幼稚園就園奨励費補助金のお知らせ ～

北谷町では、幼稚園教育に資するため私立幼稚園就園奨励費補助事業を行っております。これは、私立幼稚園の設置者が、ご家庭の所得状況に応じて保育料等の減免を行った場合に、町が幼稚園設置者に対して補助する制度です。

1 補助対象の方

北谷町に住所を有し、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に在園する園児（3歳児から5歳児）の保護者であり、かつ下記の区分に該当する世帯。

(1) 第1子又は兄・姉が幼稚園児の場合

| 階層区分 | | 第1子 | 第2子 | 第3子以降 |
|------|-----------------------|----------|----------|----------|
| 1 | 生活保護受給世帯 | 113,000円 | 133,000円 | 152,000円 |
| 2 | 町民税が非課税の世帯 | 98,000円 | 125,000円 | |
| | 町民税の所得割額が非課税の世帯 | | | |
| 3 | 町民税所得割額が77,100円以下の世帯 | 56,000円 | 104,000円 | |
| 4 | 町民税所得割額が211,200円以下の世帯 | 24,000円 | 89,000円 | |

(2) 兄・姉が小学校1年生から3年生の場合

| 階層区分 | | 第2子 | 第3子 |
|------|-----------------------|----------|----------|
| 1 | 生活保護受給世帯 | 123,000円 | 152,000円 |
| 2 | 町民税が非課税の世帯 | 112,000円 | |
| | 町民税の所得割額が非課税の世帯 | | |
| 3 | 町民税所得割額が77,100円以下の世帯 | 80,000円 | |
| 4 | 町民税所得割額が211,200円以下の世帯 | 57,000円 | |



注 所得割課税額は、住宅ローン控除適用前の所得割額を用いて階層区分を決定します。

注 実際に支払った入園料・保育料が補助限度額を下回る場合は、支払額を限度とします。

注 年度途中の入園・退園の場合は、在園月数に応じて減額します。

2 提出書類

(1) 幼稚園保育料等減免措置に関する調書（第3号様式）

(2) 平成30年度町・県民税課税証明書（世帯全員分）

※ 保護者が軍人・軍属の場合は、W-2（2017年分）を提出ください。

※ 平成30年1月1日に北谷町外にお住まいだった方は、その市町村で発行した住宅ローン控除適用前の課税証明書を添付ください。

(3) 住民票謄本（続柄あり）

(4) 生活保護証明書（生活保護世帯のみ）

3 提出先 通園している幼稚園

4 提出期限 通園している幼稚園へ問い合わせください。

5 問い合わせ先 通園している幼稚園 又は 北谷町教育委員会 学校教育課 982-7705